



2足選収第2106号
令和3年2月15日

足立区監査委員 様

足立区選挙管理委員会

令和2年度定期監査（第三期）結果報告に対する措置について

令和3年1月25日付2足監発第1472号により提出された令和2年度定期監査（第3期）結果報告書の指摘事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 指摘事項

ア 郵便切手等の適正な管理について

2 意見・要望事項

なし

3 措置内容

別紙のとおり

担当 選挙管理委員会事務局管理係
荒木・徳井 内線4422

令和2年度 定期監査（第三期）結果報告・措置事項

(1) 指摘事項

指 摘 事 項	措 置 事 項
<p>○ 郵便切手等の適正な管理について</p> <p>区役所本庁舎から文書や通知等を郵送する際には、原則として料金後納郵便の方法をとっているが、緊急性があるもの及び特殊な形状のものについては郵便切手やレターパックを購入し郵送している。購入した郵便切手等については、出納簿を備え付けて受払を記帳整理し、出納保管責任者を定めて確実に管理することとされている。</p> <p>ところで、選挙管理委員会事務局の郵便切手等の管理について監査したところ、次のような不適切な事務処理が行われていた。</p> <p>汚損により使用することが困難になった360円のレターパックライト5枚（1,800円分）、及び510円のレターパックプラス6枚（3,060円分）を、令和2年3月18日付で廃棄処分にしていた。使用前のレターパックが書損や汚損等で使用することが困難になった場合には、郵便局で交換手数料を支払い、新しいものに交換することが可能であったが、適切な処理の方法を確認することなく廃棄処分されていた。</p> <p>今後このような事務の執行がなされることのないよう必要な改善措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">＜選挙管理委員会事務局＞</p>	<p>1 事実関係及び原因</p> <p>(1) 汚損・破損が発生し使用不可となったレターパックについて、令和2年3月に廃棄処理をしてしまいました。</p> <p>(2) 書損や汚損等で使用することが困難となった郵便切手やレターパックについて、交換手数料を支払い交換が可能であることの認識・知識不足が原因です。</p> <p>2 是正措置・再発防止策</p> <p>今後、郵便切手やレターパックの適正な処理を徹底するため、下記の対策を講じていきます。</p> <p>① 帳簿や保管箱に「廃棄せず郵便局で交換を」といった注意喚起文を記載することにより、日常業務を通じて郵便切手等の適正な管理方法を意識づける。</p> <p>② 事務局長及び係長は、郵便切手やレターパック受払の決裁の都度、誤った処理が行われていないかのチェックを行い、職員が適正な手続きを認識しているか確認する。</p> <p>③ 書損や汚損等で使用することが困難となった郵便切手やレターパックは、誤った処理を防止するため、別に受払簿を整備し別保管とする。</p> <p>④ 年度当初、転入者を含めた職員全員に注意喚起を行う。</p> <p style="text-align: right;">＜選挙管理委員会事務局＞</p>